

市民生活プラザ舞台吊物装置保守点検業務仕様書

- 1 業務は、舞台吊物装置の保守点検とする。
- 2 業務回数は、年2回とする。
- 3 業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 各電動昇降設備
 - ア 電動機の点検、調整、増締及び給油
 - イ 安全装置の動作確認、点検及び調整
 - ウ 滑車類の点検
 - エ ワイヤロープの損耗及び裂傷点検
 - オ 吊物の水平確認及び調整
 - (2) 操作盤、制御盤
 - ア 動作確認
 - イ ビス類の増締
 - ウ 各回路の絶縁抵抗値の測定
 - (3) 手動開閉装置
 - ア 操作ロープの点検
 - イ レール類の点検
 - ウ 吊物の水平確認及び調整
 - (4) 緞帳、幕類
 - ア 外観の点検及び清掃
- 4 業務箇所
 - (1) 電動昇降設備
緞帳、ポーターライト用ボタン、吊物ボタン、映写スクリーン、カスミ幕、袖幕、アップーホリゾントライト用ボタン、サスペンションライト用ボタン、バック幕、ホリゾン
幕、照明ラダー、滑車類、綱元、吊物操作盤、吊物制御盤
 - (2) 手動開閉設備
袖幕NO1～2
- 5 点検報告書
 - (1) 舞台吊物装置点検報告書
 - (2) 舞台吊物装置制御盤絶縁抵抗測定記録書（数字不要・異常の報告のみ）

市民生活プラザ舞台音響設備保守点検業務仕様書

- 1 業務は、舞台音響設備の保守点検とする。
- 2 業務回数は、年1回とする。
- 3 業務の対象機器
 - (1) 音声調整卓
位相スイッチ、入力レベルコントロール、イコライザー、ハイパスフィルター、インサーションスイッチ、AUXレベルコントロール、プリフェダースイッチ、インジケーター、パンポット、PFLスイッチ、モノインプットフェダー、ステレオフェダー、グループフェダー、マスターフェダー、レベル計（グループ）、レベル計（マスター）、押しボタンスイッチ、TB/OSCモジュール、ミキサー卓、映写機
 - (2) 入出力盤
入力ジャック、分岐ジャック、出力ジャック、パッチコード、舞台袖中継盤、ワゴン装置
 - (3) 電力増幅架
電源電圧、電源ランプ、入出力コネクタ、出力スイッチ、レベルインジケーター、デジタルイコライザー、イコライザー、チャンネルデバイダー、デジタルディレー、デジタルプロセッサ、電源制御
 - (4) 効果架
エアマイク、ワイヤレスマイク、ワイヤレス受信機、ワイヤレスアンテナ、オーディオレコーダー、カセットデッキ、CDプレーヤー、MD、モニタースピーカー、クリアーカム、モニターテレビ
- 4 点検の内容
 - (1) 各機器の外観、動作点検及び調整
 - (2) 入力、パッチ盤、マイク系、マルチコネクタの配線点検
 - (3) マイクフォン、ケーブル類の点検調整
 - (4) 機器内部の清掃
 - (5) スピーカー等固定設備の増締め及び点検調整
 - (6) 客席音圧分布測定
- 5 点検報告書
 - (1) 点検報告書

市民生活プラザ舞台照明・調光装置保守点検業務仕様書

- 1 業務は、舞台照明・調光装置の保守点検とする。
- 2 業務回数は、年1回とする。
- 3 業務の対象
 - (1) 調整卓
作業灯切替SW、客席自動調光SW、サブマスター操作場所選択SW、袖操作禁止SW、シングルフェーダー、クロスフェーダー、段切替SW、サブマスターフェーダー、マスターフェーダー、S/M切替SW、ピアノSW
 - (2) 主幹盤
 - (3) サイリスタ盤
 - (4) センターピンスポット1号機
レンズ、反射鏡、シャッター、カッター、クセノン球、焦点調整、アイリス
 - (5) センターピンスポット2号機
レンズ、反射鏡、シャッター、カッター、クセノン球、焦点調整、アイリス
- 4 点検の内容
 - (1) 調整卓
表示灯の点灯確認及びフェーダー動作確認
 - (2) 主幹盤
外観構造及び各部品の損傷、亀裂
 - (3) サイリスタ盤
各接続端子の増し締め及び配線、ハンダ付け箇所の確認
 - (4) センターピンスポット1号機
焦点調整、清掃
 - (5) センターピンスポット2号機
焦点調整、清掃
 - (6) 電気特性
 - ア 絶縁抵抗測定（調光装置～大地間）
 - イ 入力電圧（各相電圧）
 - ウ 負荷ユニット（負荷電圧）
 - (7) 照明設備のジョイントBOX、コンセント等のビス類の増締め及び清掃
- 5 点検報告書
 - (1) 調光装置外観構造点検記録書
 - (2) 仮設電源盤絶縁抵抗測定記録書（数字不要・異常の報告のみ）

市民生活プラザ移動観覧席保守点検業務仕様書

- 1 業務は、移動観覧席の保守点検とする。
- 2 業務回数は、年 1 回とする。
- 3 業務対象 電動収納式移動観覧席（座席数 204 席）
- 4 点検箇所及び点検内容
 - (1) 本体関係
 - ア 支柱、ローラーカバーの変形、損傷
 - イ ブレーシングの変形、損傷
 - ウ 支柱、貫材の緩み
 - エ 支柱、ブレーシング、貫材の緩み
 - オ 貫材、各アームの緩み
 - カ 手摺の変形、損傷及び手摺の緩み
 - キ 補助ステップのガタつき
 - ク 収納ガイド・リンク（床面・壁面）との固定
 - ケ 収納リンクの調整
 - コ 椅子押え金物の緩み
 - サ 各アーム、床の緩み
 - シ アーム受けローラーの損傷及び調整
 - ス 上部ストッパーの調整
 - セ ロックカムの作動
 - ソ 貫材の変形、損傷
 - タ ローラーの変形、損傷
 - チ サイドパネルの変形、損傷
 - ツ ノンスリップタイヤの損傷及び取付けの緩み
 - テ 床の汚れ、損傷
 - (2) 椅子関係
 - ア 椅子組立各部の緩み
 - イ 椅子のマウントベース、椅子部の緩み
 - ウ 椅子の張地の汚れ、やぶれ
 - エ 椅子起立カバーの変形、損傷及び緩み
 - (3) 本体駆動
 - ア 駆動部、本体との結合の緩み
 - イ ボルト、ナット類の緩み
 - ウ ドライブリンクの変形、損傷

- エ モーター減速機及び配線の変形、損傷
 - オ 伝達部品の変形、損傷
 - カ 駆動モーターの異常
 - キ 作動時の各部の異常音
 - ク 駆動用ローラーの変形、損傷
 - ケ 軸受部の注油
 - コ ローラーチェーンの張りの状態
- (4) 電動起立タイプ電力ユニット及び電気部品起立ユニット
- ア 各ボルト、ナット類の緩み
 - イ ギヤの噛合い
 - ウ 伝達シャフトの連結
 - エ 椅子起立、収納、転倒の調整及び異常音
 - オ 椅子起立時のガタつき
 - カ モーター、起立フレームの変形、損傷
 - キ 給油
 - ク 作動時の際のモーター異常音
- (5) 電気設備
- ア 通路灯の球切れ（総数24個）
 - イ 各表示灯の球切れ
 - ウ リモートスイッチボックス及びスイッチの損傷
 - エ リモートスイッチボックスの取付の緩み
 - オ エラーメッセージ表示器（リモート）の作動
 - カ 前進・後進・停止の各スイッチの機能
 - キ ブザーの鳴動、停止の作動
 - ク 非常停止（フロントスカート）の確認
 - ケ 漏電ブレーカー、サーマルリレーの作動
 - コ 制御盤内の端子の緩み
 - サ バックアップバッテリー（5年間）OMRON製
 - シ 制御盤内の損傷
 - ス 配管、ケーブルの損傷
 - セ リミットスイッチの損傷、取付けの緩み及び作動
 - ソ 配線の取付金具の緩み
 - タ 非常ベルの作動
- (6) 本体走行
- ア 収納時各段の揃い
 - イ 引出し時の本体・椅子の揃い及び振れ（直進性）
 - ウ 引出し及び収納時の停止状態
 - エ 走行床の状態
 - オ 収納時建物との揃い

(7) 絶縁抵抗試験

ア 各モーター回路

イ 制御機械回路

ウ 通路灯回路

(8) その他

ア 中断ストッパーの作動状況

イ 脱着手摺の作動状況

5 点検報告書

(1) 上記各部点検報告書

市民生活プラザの清掃に関する業務仕様書

1 業務は、ホール専用部分の清掃業務とする。

2 業務内容

(1) 日常清掃 週3回、なお、パントリーについては床以外を週1回

(主な内容) 床：繊維床については、除塵。硬質床については、除塵及び部分水拭き。

床以外：①全体は、ごみ収集及び手摺り拭き、窓台の除塵・拭き。

②パントリーは、①に加えて、流し台洗浄及び厨芥収集。

③便所は、①に加えて、扉・洗面台へだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集。

④シャワールームは、①に加えて、壁・洗面台・鏡・水栓・シャワー金具拭き、扉部分拭き、排水溝ごみ収集。

(2) 定期清掃 月1回

(主な内容) 床：繊維床については、洗浄清掃及び染み取り。硬質床については、表面洗浄及びワックス掛け。

3 報告

清掃業務に係る報告書を作成してください。

市民生活プラザ舞台装置の操作及び維持管理に関する業務仕様書

- 1 業務は、市民生活プラザの舞台装置の操作及び維持管理に関する業務とする。
- 2 業務内容
 - (1) ホール等の施設利用者の指導に関すること。
 - ア 主催者との事前打合せ（催し物の進行、舞台設営、危険防止等）
 - イ 催し物の準備、リハーサル、本番を通して、舞台・音響・照明等の各装置、設備の操作、管理及び指導
 - (2) ホール等の舞台、音響及び照明に関する機器類の維持・点検
 - (3) 各施設、設備及び機器等に関し、別途行う保守点検時の立会い
 - (4) 附属設備使用明細の発行に関すること。

ホール等の催し物等に使用した附属設備については、その明細を記録するものとし、催し物終了後その明細を受付業務者へ報告する。
 - (5) 備品の管理及び備品台帳との突合・整理
 - (6) 毎日の作業状況・利用人数等についての報告書提出
- 3 業務の遂行にあたっては、常に利用者へのサービス水準が低下することのないように十分留意すること。
- 4 施設での修理を要する箇所を発見したときは、特殊な技術を要する修理以外で、比較的容易に修理できるものについては、修理を行なうものとする。

また、施設の利用後の汚れの点検や特にホールのフロア及び舞台上については、利用後のモップ掛けを行うなど清潔を維持すること。
- 5 舞台設備・機器等の操作等にあたっては、誠意をもって行なうこと。また、経費の増大をきたすような行為は厳に慎むこと。

市民生活プラザピアノ保守点検業務仕様書

- 1 業務は、ピアノの保守点検とする。
- 2 業務回数は、年2回とする。
- 3 業務対象 ヤマハS4 No. 5614282 1台
- 4 業務内容
 - (1) 鍵盤調整
 - (2) 鍵盤の高さ調整
 - (3) 絃合わせ
 - (4) ウィッペン合わせ
 - (5) 打絃距離調整
 - (6) ジャック前後の調整
 - (7) ジャック上下の調整
 - (8) ハンマー接近量の調整
 - (9) 鍵盤の深さの調整
 - (10) ハンマードロップ量の調整
 - (11) バックチェックの調整
 - (12) レペティションスプリングの調整
 - (13) ダンバーの調整
 - (14) ペダルの調整
 - (15) 調律
 - (16) 整音
- 5 点検報告書
各機器類外観、作動状況良否判別記録書